

三原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

三原市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、三原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、住宅耐震化に係る取組みや、その進捗状況を把握・評価するとともにプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 取組内容

(1) 財政支援

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された木造住宅について、耐震改修工事、建替え工事、除却工事、耐震シェルター設置工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。

(2) 普及啓発等

①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・緊急耐震重点区域を設定し、旧耐震基準で建築された（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された）木造戸建て住宅の所有者に耐震普及啓発に関するダイレクトメールを送付する。

②耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果報告時にリーフレットを配布する。
- ・耐震診断実施後、耐震改修を行っていない木造戸建て住宅の所有者に耐震普及啓発に関するダイレクトメールを送付する。

③改修事業者の技術力向上等

- ・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を開催する。

④一般への周知普及

- ・広報誌に財政支援制度を掲載する。
- ・市ホームページに事業を掲載する。

3. 取組み期間

本プログラムの取組み期間は令和 3 年度から令和 5 年度までとする。